

お客さま各位

枚方信用金庫

未利用口座管理手数料と各種預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。このたび当金庫では、長期間未利用となっている**普通預金（総合口座・無利息型を含む。）、貯蓄預金口座について口座管理手数料を徴求させていただくことにいたしました。**

当金庫では、長期間ご利用のない口座につきまして、お客様の口座利用促進とお持ちの口座を今一度見直していただくことを目的として「未利用口座管理手数料」を導入させていただいております。**通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の普通預金口座、貯蓄預金口座は対象となることはありません。**

なお、長期間ご利用になっていない口座をお持ちのお客様におかれまして、口座の利用再開、または今後ご利用予定のない場合は、解約のご検討をお願いいたします。

【令和4年4月1日以降 未利用口座管理手数料の対象となる口座】

以下の①～⑤のすべてに該当する口座を対象といたします。	
①	普通預金口座または貯蓄預金口座であること。
②	最後のお預け入れまたは払い戻し（お利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない口座であること。
③	当該口座の残高が1万円未満であること
④	同一店舗において定期性預金・保険などの預かり金融資産のお取引がないこと。
⑤	同一店舗において借入がないこと。

※紛失などによりご利用を停止されている口座も対象となります。

【手数料徴求時のご案内について】

①上記①～⑤のすべてに該当する口座となった場合、口座名義人に対し文書にてお届出の住所に「ご案内」を送付します。

※送付した「ご案内」が延着し、または到着しなかった時でも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

②事前通知後、一定期間（約2ヵ月）経過後もお取引が無い場合に、年間1,320円（消費税込み）を当該口座から引き落としいたします。

③翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、手数料引落しの対象となります。

【口座の自動解約について】

手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約します。この場合は、口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは、必要ございません。

ご負担頂いた手数料の返却、解約した口座の再利用はできませんので予めご了承ください。

【各種預金規定の改定について】

改定日	令和4年4月1日
対象の預金規定	普通預金規定（無利息型普通預金を含む。）
	総合口座取引規定
	貯蓄預金規定（Ⅰ型およびⅡ型）

【各種預金規定の改定条項と追加について】

（１）普通預金規定（無利息型普通預金を含む。）および総合口座取引規定

改定する条項箇所

『未利用口座管理手数料』第1項第1号の削除

および第2項の一部変更（3か月経過後→2か月経過後）

（未利用口座管理手数料）

（１）次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下本条において「手数料」といいます。）をいただきます。

- ①令和3年1月1日以降に開設された普通預金口座であること
- ②預入れまたは払戻し（利息の組入れ及び手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと
- ③預金残高が1万円未満であること
- ④同一店舗において、定期性預金・保険などの預かり金融資産のお取引がないこと
- ⑤同一店舗において借入れがないこと

（２）前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、2か月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。

（２）貯蓄預金規定（Ⅰ型およびⅡ型）

『未利用口座管理手数料』条文の追加

（未利用口座管理手数料）

（１）次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下本条において「手数料」といいます。）をいただきます。

- ①預入れまたは払戻し（利息の組入れ及び手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと
- ②預金残高が1万円未満であること
- ③同一店舗において、定期性預金・保険などの預かり金融資産のお取引がないこと
- ④同一店舗において借入れがないこと

（２）前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、2か月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。

（３）手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。

（４）ご負担いただいた手数料の返却及び解約した口座の再利用には応じられません。

詳しくは、営業店窓口にお問い合わせください。